

千葉経済大学・千葉経済大学短期大学部 科学研究費不正使用防止計画

平成26年12月18日

		不正発生の要因	防止計画
1	責任体系の明確化	時間が経過することにより、責任意識が低下する。	・会議等において、随時、各責任者に対し責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る。 また、各責任者の異動にあつては、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。
2	適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備	公的研究費の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	・説明会等で事務手続き処理に関するルールを周知することにより、適正運用の徹底を図る。
		コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。	・研究者に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。
		公的研究費の原資の大部分が税金によって賄われていることに対する意識欠如。	・説明会等の機会にしっかりと説明を行い、周知徹底を図る。
		不適切な会計処理であっても、結果的に研究の為に使用していれば許されるという意識の甘さ。	・不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。不正使用を行った場合には、氏名を公表することを基本とし、厳しい処分を行う。
3	不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施	不正使用防止計画を策定及び実施したにもかかわらず、不正使用事案が発生する。	・不正使用事案の調査から明らかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討、不正使用防止計画に加える。
4	公的研究費の適正な運営及び管理活動	予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	・研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。特に執行率の低い研究者に対してはヒアリングを行い、研究費の繰越・返還等の指導を行う。
		発注段階での財源特定がなされていない。	・執行状況を的確に把握するため、発注段階での財源特定を徹底するよう、説明会等での指導・注意喚起を行う。
		取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。	・特定の業者との密な取引がないか注視する為、必要に応じて債務確認をするなど、取引状況の確認を行う。不正な取引を行った業者については、取引停止等の措置を講ずることにより他の業者へ注意喚起を行う。 ・取引数の多い業者については、不正経理に協力しない旨の誓約書を提出させる。
		旅行事実の確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求を防止できない。	・研究者が行う出張について、財源にかかわらず、出張報告書及び旅行の事実を証明するものの提出を義務化する。 ・外国出張にかかる旅行事実について、旅行代理店等への問い合わせを行う等、確認を強化する。
		教員発注物品の検収が不十分であるため、架空伝票操作による納品や預け金が防止できない。	・教員が発注する物品購入について、事務部門による納品事実の確認を行う。
		研究と直接関係ないと思われる物品を購入している。	・事務部門による納品確認の際に、疑義が生じた物品については、発注者に購入目的の確認等を行う。
5	情報の伝達を確保する体制の確立	通報窓口が判りにくいため、不正が潜在化する。	・通報窓口は、説明会やホームページ等により周知し、通報者の保護や通報窓口、相談窓口についても周知徹底を図る。
		使用ルール等の統一が図られていないため、誤った解釈で経費が執行されるおそれがある。	・相談窓口において、研究者等からの相談や質問を受け付ける。 ・研究者等を対象とした公的研究費の取り扱いに関する理解度チェックを実施する。 ・使用ルールの説明会を開催する。
6	モニタリングの充実	不正使用の防止を推進する体制の検証及び不正使用発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する。	・通常監査及び特別監査の対象数を拡大させる。 ・抜き打ち監査を実施する。 ・不正使用防止体制の検証を行い、リスクの除去・低減を図る。

【不正使用防止計画の点検・評価】

公的研究費使用に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正使用防止計画について点検・評価を行い、見直しを図る。